

1 日 時

平成16年2月26日(木) 14:00～17:15

2 場 所

甲府地方裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

足立委員, 稲葉委員, 小野寺委員, 加藤委員, 小林委員, 佐藤委員, 新免委員, 高野委員, 竹野委員, 千葉委員, 馬郡委員, 丸山委員, 向山委員, 山本委員 (八代委員欠席)

(事務局)

井田事務局長, 浅野事務局次長, 中嶋総務課長, 新堀民事部総括裁判官, 井上民事首席書記官, 藤原刑事首席書記官, 石上総務課課長補佐(書記), 谷澤庶務係長(書記)

4 議事等

(1) 裁判傍聴及び裁判所からの情報提供

ア 刑事裁判及び民事裁判の傍聴

イ 裁判所からの情報提供(別紙第1のとおり)

(2) 甲府地方・家庭裁判所, 甲府簡易裁判所合同庁舎新営の件

平成16年度予算の政府案で, 庁舎の新営が認められた。

(3) 次回委員会のテーマの検討

次回テーマを甲府地方裁判所の広報活動のあり方等についてと決定した

(検討内容は別紙第2のとおり)。

(4) 次回委員会期日

次回(第3回)期日を6月25日(金)午後2時から午後4時30分までと決定。

(別紙第1)

裁判所からの情報提供

(1) 刑事裁判の現状と課題(甲府地方裁判所刑事部総括裁判官山本武久)

ア 甲府地方裁判所の刑事事件の特徴

イ 訴訟運営上の問題点

ウ 裁判の迅速化等について

エ 配付資料・・・別添資料1(省略)

オ 質疑応答及び意見交換(要旨)

近時, 外国人事件が多くなっていると感じられる。山梨県における入国管理局の開設状況やその活動について, 外国人事件の裁判に何か影響することがあるか。

一昨年, 東京入国管理局甲府出張所が開設された。ただし, そこでは手続的な事務を扱っており, 取締等は東京入国管理局の本局が行っていると思う。入管と警察の合同取締というのもあるが, 基本的には, 入管では強制送還手続, 犯罪取締は警察が行っている。

外国人事件については, 行政手続機関, 捜査機関, そして司法としての裁判所が関わるが, 現在, その連携はうまくいっているといえるであろう。

本日傍聴した刑事裁判では, 開廷時, 被告人が補錠されて入廷してきた。ドイツでは, 刑が確定する前の段階においては, 凶暴性がなければ手錠を使用することはない。開廷前であっても, 傍聴人等の一般人が注視しているところでの手錠の使用は, 人権問題上からも慎重にされるべきであると感じた。

また, 執行猶予の判決後にも補錠されることがあるのか。開廷前の被告人の移動等については, 拘置所の権限領域となっている。逃亡防止の観点等から手錠の使用が定められているのだと思う。なお, 執行猶予判決の宣告後に, 被告人に手錠が掛けられることはない。

私も, 本日傍聴した刑事裁判では, 法廷で証言した被告人の配偶者が若くて動揺しており, 現実の裁判手続進行にはいろんな配慮が必要であると感じた。

昨年, 裁判の迅速化に関する法律が制定されたところであるが, 本日の配付資料である「刑事事件の推移」によると, 平成14年までの平均審理期間は短縮傾向

にあったが、平成15年には一転して延びてしまっている。これには何か理由があるのか。

起訴が数回にわたる場合、すなわち追起訴がある場合や、また、否認事件が増加すると審理期間が延びることがある。

そのころは、複数の者を被告人とした殺人事件や、訴訟能力が問題となった事件が係属し、その審理回数が増えたことが原因であると思う。

当庁のような小規模庁では、大きな事件が数件発生するとそれが直接に平均値へ影響するという事情がある。

裁判の迅速化への対応は、どのようにしていくのか。

刑事裁判においては、第1回期日前の事前準備を充実させることによって争点を明確にし、また、期日間準備も充実させて、各回の審理を充実したものとしていけば、審理期間は短縮できると考えている。ただし、現在、当庁刑事合議事件は、1箇部3人の裁判官で担当しているが、それぞれが別に単独事件等を担当しており、開廷日も週2日に限られているという背景的な事情も存在する。

追起訴の点では、裁判所、検察庁だけでなく、警察等の捜査機関にも関係してくるものである。裁判の迅速化は、これら関係機関が一体となって進めていかなければならない。

外国人事件については、その価値観の違い等の問題があると思うが、何か特別な対策はあるのか。

私は、日本人と何ら違った扱いはすべきでないと考えている。

(2) 民事裁判の現状と課題

ア 甲府地方裁判所における民事訴訟事件の状況等

(甲府地方裁判所民事部総括裁判官新堀亮一)

(ア) 甲府地裁民事訴訟事件統計関係の説明

(イ) 本庁の民事訴訟の傾向と特色

(ウ) 甲府地裁の民事訴訟の審理期間

(エ) 配付資料・・・別添資料2(省略)

イ 我が国の民事裁判はどこへ行くのか？(甲府地方裁判所長千葉勝美)

(ア) 民事訴訟の現状

(イ) 長期未済事件の克服

(ウ) 我が国の訴訟観の展開

(エ) 配付資料・・・別添資料3ないし5(省略)

ウ 質疑応答及び意見交換(要旨)

山梨では和解をせずに争う事件が多いと感じられるとのことであるが、その理由は何か。

割合としては多く感じられる。それは、地方の庁の特色でもある。民事裁判では、例え勝訴したとしても、相手方に財産がなければその実現は不可能であり、そのことから、訴訟を提起しても仕方がないとあきらめる場合も少なくない。その中で訴えを提起してくるものには感情的な面も含めてこじれている例が多くなっている。

山梨については、地域のつながりが非常に強い。何か問題が発生すれば、親族間や地域の中で解決することが多い。その中で解決できない感情的な事件や親族を巻き込んだものが訴訟として上がってくる。その意味からも複雑な事件、感情的対立が激しい事件の割合が高いといえるのではないかと。

訴状送達等で被告側が受け取る率が高いとの説明があったが、これはどうしてか。

送達には、特別送達という郵便を利用したものや所在不明の場合の公示送達など、訴訟法が定める種々の方法がある。私を感じるころでは、相手方が行方不明という場合は少なく思われ、特別送達等の方法により、ある程度は送達完了している。

山に囲まれている地形や地域の力が強いということから、外部へ逃げることが少ないのではないかと推測している。

私は、民事裁判にあまり良くない印象を持っている。それは、以前、ある民事裁判の法廷で、原告、被告がとても感情的になり、裁判官もまた感情的になっていたことがあった。そして、その裁判官は、直後に行われた私の裁判でも、引き続いて感情的なままに進めたので、裁判の雰囲気がとても悪く感じたからだ。しかし、

本日の民事裁判は、裁判官も穏やかな雰囲気を進めていたので、傍聴席にいても、裁判にとっても良い印象が残った。裁判官がつくる雰囲気というのも裁判では重要であると思う。そのことを一般人の意見として申し上げる。

裁判官は決して感情的になってはいけないと私も常に自戒している。

(別紙第2)

次回のテーマについて

(議長) 前回の委員会において、今後の意見交換の基本テーマを「県民に利用しやすい裁判所」としたが、次回以降はより具体的なテーマを決めて意見交換をしたい。この点について、事務局の方で案があるか。

(事務局) 委員会事務局としては、「県民が紛争解決手段として裁判手続をより利用しやすくするための方策について」という観点から、裁判所の一般広報活動のあり方に関して意見交換をしていただければどうかと考える。具体的には、次の3本である。

広報行事のあり方について

年間の広報行事には、5月の憲法週間と10月の法の日週間があり、当庁では、昨年度、憲法週間に「裁判所見学ツアー」、法の日週間に「裁判官出張講座」を企画実施した。その内容を紹介すると、当庁初めての試みである「裁判所見学ツアー」は、4日間にわたり少年コース、家事コース、民事コース、刑事コースを設定して、各コース毎に所長をはじめ各裁判長等がツアーコンダクターを務め、通常非公開とされている調停室や家事・少年審判廷等の施設見学をし、裁判官が質問を受けるといったものであり、4日間の延べ参加人数は154人であった。その見学ツアーに参加した高校生から、今度は是非学校に来て教えていただきたいとの要望が出されたことを受け、同年10月の法の日週間には、「裁判官出張講座」の実施を企画した。同出張講座の実績は、高校からの依頼を受けて裁判官が講義に出向いたほか、市民グループの依頼を受けて総務課長が、保護司研修会に家庭裁判所調査官が講義に出向いた。今後も同様の企画を継続していきたいと考えるが、県民が裁判所をより身近に感じてもらうという観点から、こうした広報行事の企画のあり方について意見を伺いたい。

裁判傍聴、社会見学への対応及び宣伝等について

年間を通して、各種団体や小・中・高校等からの裁判傍聴や社会見学の申込みがあり、裁判所としてもこれを可能な限り受け入れ、案内等を行っている。この一般広報活動としての対応のあり方やPRの仕方等についても意見を伺いたい。

ホームページのあり方について

今や県民にとってより身近となった情報収集手段のツールとして、パソコンによるインターネット検索がある。これについては、裁判所もホームページを開設し、各種裁判手続案内のほか様々な記事を掲載して情報発信をしているところであるが、更に、県民の興味を引くような内容に改訂する必要性を感じている。ホームページの改訂には、技術的な問題や予算面での制約は存在するが、紙面の見やすさの工夫や県民が知りたい情報は何かといった点についての意見を伺いたい。

(議長) 事務局からは、一般広報に関する3点の案が出された。最近、裁判所もこの広報活動の重要性を意識するようになったが、まだまだ慣れていない面も多いことから、委員方の意見をお聞きしたいということである。これ以外にも何かテーマがあるか。

広報関係については、「公聴」という観点から一般の方の意見を聞いて参考としたらいかがか。例えばアンケートをとるのも一つの方法である。また、裁判所でも法律相談的なものを行っているだろうが、これを更に充実したものに必要性があるのではないか。税金を納めている国民の立場からの要望を考えていくことが重要だ。

(議長) 法律相談というのは、裁判所の性格上からできないが、裁判手続を利用するに当たってどのような手続があるかなどの手続案内、受付相談については、現在、裁判所内で行っている。この相談事務の充実についても委員の方々の意見を聞きたいと考えていたところである。

(議長) 他にテーマ案がないのであれば、裁判所の広報活動について、本日出された公聴や相談等にも対象を拡げて、次回の意見交換のテーマとしていきたい。